

大牟田市市史編さん計画

1. 計画の趣旨

「大牟田市史編さん基本方針」により、市史編さんの目的、事業期間、編さんの要綱、編さん体制が定められたところであるが、基本方針に則って、より具体的な内容を策定し、実効性あるものとするため、編さん計画を定めるものである。本計画は不断にその進捗を把握しながらも、その時々の実情に応じてある程度柔軟に見直しを加え、着実に進行を管理していく必要があるものである。

2. 作成すべき成果物

今次の市史編さん事業では、市制100周年記念事業の一環として、おおむね昭和39年以降の50年間の本市の歴史を明らかにし、的確に記録して後世に伝えることを中心に、現行の市史について必要な見直しを行うとともに、市民の皆さんの本市への理解と愛着を深め、誇りを醸成することを目的としている。そこで、これらの目的を達するために、以下の成果物を作成することとする。（各名称は現時点での仮称であり、より適当な名称に変更することがある。）

(1) 『大牟田市史』昭和後期～平成巻

おおむね昭和39年から平成25年の50年間の本市の出来事を記録し、後世に残すもの

(2) 『年表と写真で見る大牟田市100年のあゆみ』

市制施行から100年間の主な事項を年表形式でまとめ、写真を多用し、多くの市民の方が気軽に手に取って眺められるような冊子

(3) 『大牟田市史』追補編

現行の大牟田市史の「第1編自然地理」、「第2編沿革」をその後の知見も踏まえて要約しながら、特に訂正や追加が必要な論点（例えば空襲記録など）について詳細に補うもの

(4) 『大牟田市史』資料編

今回の市史編さんの過程で収集した資料（史料）を集成するもの

※ 但し、三池炭鉱に関しては、追補編で取り扱うべき部分と昭和後期～平成巻で扱うべき部分を一体として別編にまとめることを検討する。

3. 市史編さん体制

(1) 市史編さん委員会

大牟田市附属機関設置条例に基づき大牟田市が委嘱する委員により構成する。条例定数7名を上限とし、当初は4名の委員により発足。委員長及び副委員長を互選する。

大牟田市が示す「市史編さん基本方針」案の審議・答申、及び「市史編さん計画」案の審議・決定を行う。

市史編さん委員も執筆者となるとともに、他の執筆者分も含めて、原稿を編集し、成果物の作成を行う。作成された成果物の刊行にあたっては大牟田市が発行者となる。

(2) 執筆者

市史編さん委員、その他各分野各項目に精通した方を、市史編さん委員会の推薦により大牟田市が該当部分の執筆者として依頼する。依頼に応じた執筆者は、市史編さん基本方針を踏まえ、市史編さん計画に則って担当部分の原稿を執筆する。

執筆した原稿は市史編さん委員会に提出する。

(3) 事務局

企画総務部総務課市史編さん室が事務局を担う。事務局は、市史編さん委員会の庶務を取り扱い、委員会で審議する議案の素案、原案の作成、調査する事項の資料の収集を行う。

事務局業務に当たっては、庁内の連携と市民の協力を得ながら進めるものとする。また、必要に応じて原稿の執筆にも携わる。

4. 資料収集

(1) 資料の収集

執筆者が市史を執筆するに当たり必要となる資料について、事務局が主体となって行政機関、企業、大学・研究機関、市民等から収集する(別紙1のとおり)。執筆者(市史編さん委員を含む)が独自に収集した資料を利用して執筆する場合は、その資料について、事務局と共有することを原則とする。

(2) 資料の利用

執筆者が資料を利用するに当たっては、それぞれの資料の公開可能な範囲に留意して利用する。執筆者から提出された原稿を市史編さん委員会が編集を行うに当たっては、事務局が情報公開所管部署の助言を得ながら、情報提供を行い、発行者としての責任を全うする。

(3) 資料の保存

収集した資料については、そのすべてを保存し、市史の記述について、後日確認、検証できるよう措置する。但し、保存のための空間の節約と、将来的な活用の利便性を考慮して、デジタルデータ、画像読み込みなどで対応できる資料はその形での保存を優先する。

(4) 資料の公開

収集した資料は、原則として公開していくものとするが、公文書の非公開情報に当たる部分や、資料提供者(執筆者が独自に収集し共有した資料の場合は執筆者も含む)から非公開の扱い又は公開範囲限定の条件が付されたものはそれに従う。

5. 市民参加

市史編さんに当たっては、市民参加に配慮しながら進めるものとする。

(1) 周知広報

市史編さんの取り組みが市民に周知できるよう、広報おおむた、市公式ホームページなどで進捗について時々報告を行う。また、資料収集・調査の過程で明らかになった興味深い話題の紹介や、講演会、シンポジウム、展示会等のイベントを企画、開催するなど市民の関心の喚起に努める。フェイスブックの活用など適時に情報発信、情報共有できる工夫も配慮する。

(2) 資料募集

市史編さんに必要な資料（文書、写真、映像、実物資料、書籍）で、公共機関、大学・研究機関、企業からの収集、協力では充足できないもの、及び、市民の視点で記録、作成、保存された資料で市史編さんに有用なものについて、広く市民に募集し、提供を呼びかける。提供された資料の取扱いについては、資料提供者の意向を最大限尊重するものの、個人情報取扱上の制約や、紙数等の関係ですべての資料を活用できる訳ではないことをあらかじめ理解いただく。提供された資料の活用状況については、提供者に適宜報告するものとする。

(3) 意見募集

市史に関する市民の皆さんからのご意見については、これまでも随時寄せられてきたところであるが、今回の市史編さん事業において、市民意見の的確な把握のため、現行市史に関する意見や、今回の編さん事業に対する意見など、市民意見提出の機会を設ける。但し、意見提出に当たっては、その根拠や理由を明確にさせていただくこととする。提出された意見は事務局で整理し、市史編さん委員会に報告した上で、必要に応じさらに調査、審議を加える。最終的な対応については、意見を提出した市民に回答するとともに公表していくものとする。

6. スケジュール（別紙2参照）

(1) 26年度

- ①市史編さん委員の委嘱、市史編さん委員会の開催
- ②「市史編さん基本方針」の策定（原案作成、市史編さん委員会への諮問、答申）
- ③「市史編さん計画」の策定と推進
 - ・資料収集の開始
 - ・執筆の開始（執筆者の選定・依頼、資料提供）
 - ・現行市史に関する意見や今回の編さん事業に対する意見など、市民意見募集

(2) 27年度

- ①市史編さん委員会の開催（進捗報告・年度計画、中間報告、進捗報告）
- ②資料収集、執筆の継続
- ③出前講座に市史編さんに関するメニューの掲出
- ④市史編さんの機運を盛り上げる講演会等の開催

(3) 28年度

- ①市史編さん委員会の開催（年度計画、中間報告、進捗報告、
『年表と写真で見る大牟田市100年のあゆみ』原稿確定）
- ②資料収集、執筆の継続（『年表と写真で見る大牟田市100年のあゆみ』編集完了）
- ③『年表と写真で見る大牟田市100年のあゆみ』印刷完成（2月までに）
市制100周年を期して関係者に贈呈、その後頒布開始
- ④市制100周年を記念し、市史編さんの意義を考えるシンポジウム及び写真パネル展の開催（28～29年度）

(4) 29年度

- ①市史編さん委員会の開催（年度計画、中間報告、進捗報告、完成見込みの確認）

- ②資料収集の補完（執筆上不足するもののみ補完的に収集）
- ③執筆の継続（『大牟田市史』昭和後期～平成巻、『大牟田市史』追補編、
『大牟田市史』資料編の執筆完了、編集作業へ）

（5）30年度

- ①市史編さん委員会の開催（年度計画、中間報告、最終報告）
- ②収集資料の整理完了
- ③『大牟田市史』昭和後期～平成巻、追補編、資料編の印刷完了
- ④市史編さん室の片付けと資料等の引き継ぎ

（6）31年度～

- ①収集資料の保管、活用
- ②『大牟田市史』昭和後期～平成巻、追補編、資料編の関係者等への贈呈及び頒布開始
- ③『大牟田市史』完成報告会の開催

7. 文章表記基準

（1）「大牟田市公文書の作成の基準に関する規程」の準用

市史の執筆に当たっては、「大牟田市公文書の作成の基準に関する規程」の規定のうち、

- ①別記第1第4項「用字について」、第5項「用語について」、第6項「数字の書き方について」、第7項「符合の用い方について」は市史編さん事業全体を通じて原則として準用する。
- ②別記第1第1項「用紙の使用方法について（A4判縦長）」、第2項「左横書きの原則について」、第3項「文体について（ですます調）」は、『年表と写真で見る大牟田市100年のあゆみ』のみ準用（A4判縦長・左横書き）する。そのほかの昭和後期～平成巻、追補編、資料編は、A5判縦長又はB5判縦長とし、縦書き又は左横書き、「である調」文体を基本とする。

（2）「公用文における漢字使用等について」等の参照

「大牟田市公文書の作成の基準に関する規程」を準用するほか、「公用文における漢字使用等について」（平成22年11月30日内閣訓令第1号）、「送り仮名の付け方の実施について」（昭和48年6月18日内閣訓令第2号）、「現代仮名遣いの実施について」（昭和61年7月1日内閣訓令第1号）、「外来語表記の実施について」（平成3年6月28日内閣訓令第1号）、「ローマ字のつづり方の実施について」（昭和29年12月9日内閣訓令第1号）を参照する。

（3）その他申し合わせ

市史執筆に当たり、学術用語、技術用語、原文書との整合、地域的慣例などにより、上記によりがたい表記を要する場合は、市史編さん委員会で申し合わせることにより統一を図るものとする。

※ 参考資料「大牟田市史編さんの枠組み」添付